

## 令和3年度採用試験問題

### 【行政法】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の健康診断及び入院措置に係る現行の制度（後掲）は、行政強制（行政機関が行政上の目的を達成するために、人の身体、財産に実力を加え、行政上必要な状態を実現する作用をいう。以下同じ。）のうち「即時執行型」の制度であると理解されている。このことを前提として、以下の問に答えよ。

- 1 感染症法における健康診断に係る制度について、行政強制のうち「直接強制型」の制度に改めることとした場合に現行制度とどのような差異が生ずるかを明らかにするとともに、「即時執行型」と「直接強制型」のいずれの制度とすることがより適当であると考えるかについて、入院措置に係る制度との比較を交えながら論じなさい。
- 2 感染症法第80条に関し、入院措置に過料を組み合わせることにについて指摘され得る行政法上の論点を明らかにした上で、同条を含めた現行の入院措置に係る制度の当否について論じなさい。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（健康診断）

第17条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認め

るときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているとどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

#### (入院)

第 19 条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

- 2 (略)

- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるも

の) に入院させることができる。

4～7 (略)

第 80 条 第 19 条第 1 項… (略) …の規定による入院の勧告若しくは第 19 条第 3 項… (略) …の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間… (略) …中に逃げたとき又は第 19 条第 3 項… (略) …の規定による入院の措置を実施される者… (略) …が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは、50 万円以下の過料に処する。